

市区町村別集計項目（推進体制等）

																	群馬県	
																	市区町村数	35
都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1				問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有				問3－1 無	問4－1 有					問4－1 無
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況		
						13	14	5				27						
10	201	前橋市	共生社会推進課	1	2	1	1	まえばし男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		まえばしWindプラン・第5次前橋市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	2	1			
10	202	高崎市	人権男女共同参画課	1	1	1	1	高崎市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日		高崎市第5次男女共同参画計画	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1			
10	203	桐生市	地域づくり課	1	2	1	1				4	桐生市男女共同参画計画	2021年度 ～ 2025年度	1	1			
10	204	伊勢崎市	人権課	1	2	1	1				4	第3次伊勢崎市男女共同参画計画	2020年4月1日 ～ 2025年3月31日	1	1			
10	205	太田市	市民そうだん課	1	2	1	1	太田市男女共同参画社会の形成及びジェンダー平等の推進に関する条例	2024年3月18日	2024年4月1日		第4次太田市男女共同参画基本計画	2023年4月 ～ 2028年3月	1	1			
10	206	沼田市	市民協働課	1	2	1	1				4	沼田市第4次男女共同参画計画	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1			
10	207	館林市	市民協働課	1	2	1	1	館林市男女共同参画推進条例	2005年3月24日	2005年4月1日		第6次館林市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1			
10	208	渋川市	政策戦略課	1	2	1	1	渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例	2024年3月7日	2024年4月1日		第2次渋川市男女共同参画計画	2019年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1			
10	209	藤岡市	企画部地域づくり課	1	2	2	1				4	藤岡市男女共同参画基本計画	2018年4月 ～ 2028年3月31日	1	1			
10	210	富岡市	市民課	1	2	1	1				4	第4次富岡市男女共同参画基本計画	2024年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1			
10	211	安中市	市民課	1	2	1	1				4	第4次安中市男女共同参画計画	2024年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1			
10	212	みどり市	政策企画部 地域創生課	1	2	1	1				4	第3次みどり市男女共同参画プラン	2020年4月 ～ 2025年3月	1	1			
10	344	榛東村	住民生活課	1	2	1	2				4	第2次榛東村 男女共同参画基本計画	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1			
10	345	吉岡町	健康福祉課 福祉室	1	2	2	1				2	第2期吉岡町男女共同参画基本計画	2024年4月 ～ 2029年3月	1	1			
10	366	上野村	総務課	1	2	2	2				4					2		
10	367	神流町	総務課	1	2	2	2				4					2		
10	382	下仁田町	福祉課	1	2	2	2				4	下仁田町第5次総合計画	2017年4月 ～ 2027年3月	2	2			
10	383	南牧村	総務部総務課	1	2	2	2				4					2		
10	384	甘楽町	教育課	2	2	2	2				4	甘楽町第6次総合計画	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日	2	2			
10	421	中之条町	地域共創課	1	2	2	2				4					1		
10	424	長野原町	教育課	2	2	2	2				4					2		
10	425	嬬恋村	未来創造課	1	2	2	2				4	第6次嬬恋村総合計画	2020年4月 ～ 2029年3月	2	2			
10	426	草津町	総務課		2	2	2				2					1		
10	428	高山村	総務課	1	2	2	2				4	第5次高山村総合計画	2015年4月 ～ 2024年3月	2	2			
10	429	東吾妻町	企画課	1	2	2	2				4	東吾妻町第2次総合計画	2018年4月1日 ～ 2028年3月31日	2	2			
10	443	片品村	保健福祉課	1	2	2	2				4	第4次片品村総合計画後期基本計画(第2期 むら・ひと・しごと創生総合戦略)	2021年 ～ 2026	2	2			
10	444	川場村	総務課	1	2	2	2				4					2		
10	446	昭和村	昭和村教育委員会事務局	2	2	2	2				4	昭和村第5次総合計画	2015年4月1日 ～ 2025年3月31日	2	2			
10	449	みなかみ町	町民福祉課	1	2	2	2				4	第2次みなかみ町総合計画 後期基本計画	2023年4月 ～ 2027年3月	2	2			
10	464	玉村町	企画課	1	2	2	2				4					2		

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2024年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3－1 有			問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
10	521	板倉町	福祉課	1	2	2	2				4	板倉町総合計画	2019年4月1日 ～ 2028年3月31日	2	2	
10	522	明和町	介護福祉課	1		2	2				4	第6次明和町総合計画	2015年4月1日 ～ 2025年3月31日	2	2	
10	523	千代田町	保健福祉課	1	2	2	2				4	千代田町第六次総合計画	2021年4月1日 ～ 2029年3月31日	2	2	
10	524	大泉町	多文化協働課	1	2	1	1				4	第四次大泉町男女共同参画推進計画	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
10	525	邑楽町	住民保険課	1	2	2	2				4	邑楽町第六次総合計画 後期基本計画	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	2	2	

＜選択肢回答＞

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

庁内連絡会議

- 1 有
- 2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2024年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 2 一体でない

現在の状況

- 1 策定予定有
- 2 策定予定無

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

諮問機関

- 1 有
- 2 無

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 2 総合計画の一部として策定

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設 形態		問6－5 管理・運営主体				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単 独	複 合	直 営	施設管理		事業運営		
													指 定 管 理 者	そ の 他	直 営	指 定 管 理 者	そ の 他
			2							0	2	2	0	0	2	0	0
10	201	前橋市	前橋市男女共同参画センター		371-8601	群馬県前橋市大手町二丁目12番1号	027-898-6517	027-221-6200	http://www.city.maebashi.gunma.jp		○	○			○		
10	202	高崎市	高崎市男女共同参画センター		370-3531	高崎市足門町1669-2 市民活動センター・ソシアス内	027-329-7118		https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/5365.html		○	○			○		
10	203	桐生市															
10	204	伊勢崎市															
10	205	太田市															
10	206	沼田市															
10	207	館林市															
10	208	渋川市															
10	209	藤岡市															
10	210	富岡市															
10	211	安中市															
10	212	みどり市															
10	344	榛東村															
10	345	吉岡町															
10	366	上野村															
10	367	神流町															
10	382	下仁田町															
10	383	南牧村															
10	384	甘楽町															
10	421	中之条町															
10	424	長野原町															
10	425	嬭恋村															
10	426	草津町															
10	428	高山村															
10	429	東吾妻町															
10	443	片品村															
10	444	川場村															
10	446	昭和村															
10	449	みなかみ町															
10	464	玉村町															
10	521	板倉町															
10	522	明和町															
10	523	千代田町															
10	524	大泉町															
10	525	邑楽町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2024年4月1日現在で開設済の施設）															
			問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業										
					常勤 （雇用 が ない 職 員）	非常勤 （雇用 が あ る 職 員）		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業・N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他	
			2						2	2	2	1	2	0	2	0	2	
10	201	前橋市	前橋市男女共同参画センター	2014年4月1日	4	3	1,797	○	○	○		○		○		○		
10	202	高崎市	高崎市男女共同参画センター	2012年4月1日	2	1	9,820	○	○	○	○	○		○		○		
10	203	桐生市																
10	204	伊勢崎市																
10	205	太田市																
10	206	沼田市																
10	207	館林市																
10	208	渋川市																
10	209	藤岡市																
10	210	富岡市																
10	211	安中市																
10	212	みどり市																
10	344	榛東村																
10	345	吉岡町																
10	366	上野村																
10	367	神流町																
10	382	下仁田町																
10	383	南牧村																
10	384	甘楽町																
10	421	中之条町																
10	424	長野原町																
10	425	嬭恋村																
10	426	草津町																
10	428	高山村																
10	429	東吾妻町																
10	443	片品村																
10	444	川場村																
10	446	昭和村																
10	449	みなかみ町																
10	464	玉村町																
10	521	板倉町																
10	522	明和町																
10	523	千代田町																
10	524	大泉町																
10	525	邑楽町																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況（2024年7月1日現在）														
			問7－1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 （%）	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 （%）	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 （%）	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 （%）	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 （%）
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称																
				1		12	1	8.3	15	1	6.7	23	1	4.3	17	0	0.0	2,420	27	1.1
10	201	前橋市				1	1	100.0	2	0	0.0							284	3	1.1
10	202	高崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							528	8	1.5
10	203	桐生市				1	0	0.0	1	0	0.0							124	1	0.8
10	204	伊勢崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							170	3	1.8
10	205	太田市				1	0	0.0	1	0	0.0							199	4	2.0
10	206	沼田市				1	0	0.0	1	0	0.0							81	0	0.0
10	207	館林市	2004年4月1日	男女共同参画都市宣言		1	0	0.0	1	0	0.0							66	0	0.0
10	208	渋川市				1	0	0.0	1	1	100.0							105	0	0.0
10	209	藤岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							79	0	0.0
10	210	富岡市				1	0	0.0	1	0	0.0							76	2	2.6
10	211	安中市				1	0	0.0	1	0	0.0							101	1	1.0
10	212	みどり市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	1	3.1
10	344	榛東村										1	1	100.0	1	0	0.0	21	0	0.0
10	345	吉岡町										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
10	366	上野村										1	0	0.0	0	0		12	0	0.0
10	367	神流町										1	0	0.0	0	0		21	0	0.0
10	382	下仁田町										1	0	0.0	0	0		31	0	0.0
10	383	南牧村										1	0	0.0	0	0		55	1	1.8
10	384	甘楽町										1	0	0.0	0	0		25	0	0.0
10	421	中之条町										1	0	0.0	1	0	0.0	87	0	0.0
10	424	長野原町										1	0	0.0	1	0	0.0	10	0	0.0
10	425	嬭恋村										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0
10	426	草津町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
10	428	高山村										1	0	0.0	1	0	0.0	13	0	0.0
10	429	東吾妻町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0
10	443	片品村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0
10	444	川場村										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
10	446	昭和村										1	0	0.0	0	0		33	3	9.1
10	449	みなかみ町										1	0	0.0	1	0	0.0	59	0	0.0
10	464	玉村町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
10	521	板倉町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
10	522	明和町										1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0
10	523	千代田町										1	0	0.0	1	0	0.0	17	0	0.0
10	524	大泉町										1	0	0.0	1	0	0.0	30	0	0.0
10	525	邑楽町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	0	0.0

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

		調査時点コード		1	2024年4月1日		2	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
都 道 府 県	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値							問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					問9-1					調査時点コード																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			問8-1			問8-2					問9-1					問9-2					問9-3					問9-4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			目標値 (%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員		女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲					問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 等 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 数 女 性 委 員	女 性 比 率 (%)				
															16	11	232	73	31.5	4	0	13	0	0.0						
		前橋市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		高崎市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		桐生市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		伊勢崎市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		太田市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		沼田市													2	2	35	10	28.6	0	0	0	0	0.0						
		館林市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		渋川市													2	2	38	17	44.7	1	0	3	0	0.0						
		藤岡市													2	1	40	12	30.0	1	0	3	0	0.0						
		富岡市													1	1	5	1	20.0	0	0	0	0	0.0						
		安中市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		みどり市													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		榛東村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		吉岡町													1	1	3	3	100.0	0	0	0	0	0.0						
		上野村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		神流町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		下仁田町													1	1	25	7	28.0	0	0	0	0	0.0						
		南牧村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		甘楽町													1	1	25	7	28.0	0	0	0	0	0.0						
		中之条町													3	1	33	9	27.3	0	0	0	0	0.0						
		長野原町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		嬬恋村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		草津町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		高山村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		東吾妻町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		片品村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		川場村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		昭和村													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		みなかみ町													1	1	28	7	25.0	2	0	7	0	0.0						
		玉村町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		板倉町													2	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		明和町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		千代田町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大泉町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		邑楽町													0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況													問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況							問11-5								
			うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					うち一般行政職					調査時点コード	その他	調査時点コード	その他																	
			管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般行政職		部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数					女性比率(%)	うち一般行政職															
						管理職総数	うち女性数				女性比率(%)	うち女性数				女性比率(%)	うち女性数				女性比率(%)	うち女性数											女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)									
																																								うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数
			1,492	223	14.9	1,184	170	14.4	210	24	11.4	179	22	12.3	118	19	16.1	90	11	12.2	1,164	180	15.5	915	137	15.0	1,697	429	25.3	1,277	289	22.6	1,722	600	34.8	1,238	433	35.0			154	22	14.3	35	2	5.7		
10	201	前橋市	203	30	14.8	159	24	15.1	37	5	13.5	29	5	17.2	0	0	0.0	166	25	15.1	130	19	14.6	197	45	22.8	147	32	21.8	143	27	18.9	70	23	32.9	1		10	2	20.0	0	0	0.0	1				
10	202	高崎市	162	21	13.0	142	19	13.4	34	3	8.8	31	3	9.7	0	0	0.0	128	18	14.1	111	16	14.4	309	68	22.0	263	54	20.5	179	59	33.0	144	49	34.0	1		10	3	30.0	2	1	50.0	1				
10	203	桐生市	84	13	15.5	65	12	18.5	15	3	20.0	13	3	23.1	17	2	11.8	14	1	7.1	52	8	15.4	38	8	21.1	129	39	30.2	102	35	34.3	53	15	28.3	35	14	40.0	1		6	1	16.7	1	0	0.0	1	
10	204	伊勢崎市	189	31	16.4	102	12	11.8	27	1	3.7	18	0	0.0	26	10	38.5	17	4	23.5	136	20	14.7	67	8	11.9	264	68	25.8	147	29	19.7	347	138	39.8	190	76	40.0	1		9	1	11.1	1	0	0.0	1	
10	205	太田市	148	15	10.1	104	13	12.5	14	2	14.3	11	2	18.2	25	1	4.0	17	1	5.9	109	12	11.0	76	10	13.2	126	17	13.5	81	14	17.3	104	25	24.0	73	24	32.9	1		7	0	0.0	2	0	0.0	1	
10	206	沼田市	39	6	15.4	35	6	17.1	7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	32	5	15.6	28	5	17.9	34	8	23.5	32	8	25.0	58	26	44.8	48	22	45.8	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1				
10	207	館林市	50	8	16.0	48	8	16.7	8	1	12.5	8	1	12.5	3	0	0.0	39	7	17.9	37	7	18.9	26	10	38.5	22	10	45.5	67	21	31.3	52	11	21.2	1		7	1	14.3	1	0	0.0	1				
10	208	渋川市	77	18	23.4	60	10	16.7	13	1	7.7	12	1	8.3	8	2	25.0	6	1	16.7	56	15	26.8	42	8	19.0	57	16	28.1	42	8	19.0	83	32	38.6	71	25	35.2	1		5	1	20.0	2	1	50.0	1	
10	209	藤岡市	64	7	10.9	55	7	12.7	14	0	0.0	12	0	0.0	12	0	0.0	10	0	0.0	38	7	18.4	33	7	21.2	51	11	21.6	45	8	17.8	46	22	47.8	35	16	45.7	1		6	0	0.0	1	0	0.0	1	
10	210	富岡市	60	7	11.7	46	5	10.9	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	51	6	11.8	37	4	10.8	56	16	28.6	45	12	26.7	44	22	50.0	38	18	47.4	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1	
10	211	安中市	50	8	16.0	43	7	16.3	11	1	9.1	10	1	10.0	15	2	13.3	13	2	15.4	24	5	20.8	20	4	20.0	89	20	22.5	73	15	20.5	27	7	25.9	22	4	18.2	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1	
10	212	みどり市	49	8	16.3	42	7	16.7	8	2	25.0	7	2	28.6	9	2	22.2	7	2	28.6	32	4	12.5	28	3	10.7	52	12	23.1	45	6	13.3	51	23	45.1	47	21	44.7	1		7	2	28.6	2	0	0.0	1	
10	344	榛東村	13	2	15.4	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	13	2	15.4	13	2	15.4	16	10	62.5	13	7	53.8	15	3	20.0	12	1	8.3	1		3	1	33.3	1	0	0.0	1	
10	345	吉岡町	30	7	23.3	26	6	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	30	7	23.3	26	6	23.1	3	0	0.0	0	0	0.0	29	10	34.5	23	9	39.1	1		7	1	14.3	2	0	0.0	1	
10	366	上野村	6	0	0.0	6	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	5	0	0.0	5	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	1		1	0	0.0	0	0	0.0	1	
10	367	神流町	5	1	20.0	5	1	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	5	1	20.0	5	1	20.0	9	2	22.2	9	2	22.2	22	11	50.0	18	9	50.0			1	0	0.0	0	0	0.0	1	
10	382	下仁田町	11	1	9.1	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	1	9.1	10	1	10.0	14	3	21.4	14	3	21.4	25	8	32.0	21	8	38.1	1		3	0	0.0	2	0	0.0	1	
10	383	南牧村	12	5	41.7	10	3	30.0	3	1	33.3	2	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	4	44.4	8	3	37.5	5	3	60.0	4	3	75.0	10	4	40.0	8	2	25.0	1		1	0	0.0	1	0	0.0	1	
10	384	甘楽町	11	0	0.0	9	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	0	0.0	9	0	0.0	18	6	33.3	16	2	12.5	10	6	60.0	6	4	66.7	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	
10	421	中之条町	21	5	23.8	16	3	18.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	5	23.8	16	3	18.8	40	16	40.0	27	4	14.8	18	2	11.1	13	0	0.0	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
10	424	長野原町	14	0	0.0	13	0	0.0	2	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0	10	0	0.0	13	3	23.1	12	2	16.7	12	4	33.3	11	3	27.3	1		4	1	25.0	0	0	0.0	1	
10	425	嬭恋村	12	2	16.7	11	1	9.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	2	16.7	11	1	9.1	30	8	26.7	19	2	10.5	20	9	45.0	18	7	38.9	1		10	2	20.0	1	0	0.0	1	
10	426	草津町	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0			0	0	0.0	0	0	0.0		
10	428	高山村	12	1	8.3	11	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	1	8.3	11	0	0.0	11	3	27.3	10	3	30.0	27	14	51.9	20	11	55.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
10	429	東吾妻町	16	2	12.5	13	1	7.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	16	2	12.5	13	1	7.7	28	9	32.1	21	4	19.0	43	13	30.2	30	5	16.7	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1	
10	443	片品村	9	1	11.1	9	1	11.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	9	1	11.1	9	1	11.1	9	3	33.3	9	3	33.3	11	8	72.7	10	7	70.0	1		0	0	0.0	0	0	0.0	1	
10	444	川場村	8	1	12.5	8	1	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	8	1	12.5	8	5	62.5	8	5	62.5	3	3	100.0	3	3	100.0	1		5	2	40.0	1	0	0.0	1	
10	446	昭和村	21	7	33.3	17	5	29.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	7	33.3	17	5	29.4	12	4	33.3	6	3	50.0	4	1	25.0	1	1	100.0	1		2	0	0.0	0	0	0.0	1	
10	449	みなかみ町	14	2	14.3	13	2	15.4	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	2	14.3	13	2	15.4	19	3	15.8	17	3	17.6	42	14	33.3	35	9	25.7	1		6	0	0.0	2	0	0.0	1	
10	464	玉村町	14	3	21.4	12	3	25.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	3	21.4	12	3	25.0	18	4	22.2	10	0	0.0	51	12	23.5	39	5	12.8	1		3	0	0.0	0	0	0.0	1	
10	521	板倉町	11	2	18.2	10	2	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	11	2	18.2	10	2	20.0	9																					

調査時点		議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)																							
都 道 府 県	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
						問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12－1	問12－2	問12－3	問12－4	問12－5		問12－6	問12－7										
								議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)											
						1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間より長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他						
						16	1の合計		34	0	27	1								28	29	29	29	29	23
						5	2の合計		0	21	7	32								1	1	2	2	4	1
						1	3の合計		0	8		0								0	1	1	1	0	0
						12	4の合計		0	5										5	3	2	1	1	1
10	201	前橋市	1	(旧姓の使用) 第2条 職員は、第4条第1項の規定による届出を行うことにより、文書等で法令等の規定に反する恐れのない専ら組織内部で使用しているもの又は軽易な文書等で職務遂行上支障がないものについて、旧姓を使用することができる。	前橋市議会	1	3	1	前橋市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1						
10	202	高崎市	1	(旧姓の使用) 第3条 職員は、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	高崎市議会	1	2	1	高崎市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1						
10	203	桐生市	1	(旧姓の使用) 第2条 職員は、法令又は条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上著しい誤解又は混乱を招くおそれのない文書等について、旧姓を使用することができる。	桐生市議会	1	3	1	桐生市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第82条 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1						
10	204	伊勢崎市	1	伊勢崎市職員旧姓使用取扱要綱 第5条 任命権者の承認を受けた職員は、法令等の規定に違反することなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのない文書等において、旧姓を使用することができる。	伊勢崎市議会	1	2	1	伊勢崎市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合は、その事情がなくなった後速やかに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。 第86条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合は、その事情がなくなった後速やかに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出なければならない。	2			1	1	1	1	1	1	1						
10	205	太田市	1	太田市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長に届出をして、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	太田市議会	1	3	1	太田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		太田市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 欠席期間における当該議員の議員報酬の支給額は、その欠席期間が6箇月を超える日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から、当該議員の議員報酬の月額に次の表の左欄の区分に応じて同表右欄に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。	1	1	1	1	1	1	1						
10	206	沼田市	1	沼田市職員旧姓使用取扱規程 第3条 職員は、法令、条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	沼田市議会	1	2	1	沼田市議会会議規則 第2条(略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1						
10	207	館林市	4		館林市議会	1	2	1	館林市議会会議規則 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2			4	1	1	1	1	1	2						
10	208	渋川市	1	第4条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用することが、法律、条例等(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱の生じるおそれのないものでなければならない。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び例は別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及び例は別表第2に掲げたとおりとする。	渋川市議会	1	2	1	渋川市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1	1					

都	市				市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査																
					問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7								
道	区	府	町	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
															配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
県	村	町	コ	コ	村	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	ド	
10	209	藤岡市			4		群馬県藤岡市議会	1	2	1	藤岡市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他の事由のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	
10	210	富岡市			1	(旧姓の使用) 第4条 職員は、法令、条例、規則等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	富岡市議会	1	2	1	富岡市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出しなければならない。	2				1	1	1	1	1	1
10	211	安中市			1	(旧姓の使用)第4条 職員は、法令、条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認められる文書等について、旧姓を使用することができる。	安中市議会	1	2	1	安中市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
10	212	みどり市			1	みどり市職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する 一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下この条及び第5条第2項において「婚姻等」という。)により氏を改めた後も引き続き当該婚姻等前の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	みどり市議会	1	2	1	みどり市会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
10	344	榛東村			1	榛東村職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、旧姓を文書等に使用するときは、村長の承認を受けなければならない。	榛東村議会	1	2	1	榛東村議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、看護、介護、育児、配偶者の出産補助、弔事、災害その他やむを得ない理由により会議を欠席するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。口	2				1	1	1	1	1	1
10	345	吉岡町			1	吉岡町職員旧姓使用取扱要綱 ○吉岡町職員旧姓使用取扱要綱 平成22年3月3日 訓令第12号 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻又は養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。))を文書等に使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に定める会計年度任用職員及び同法第22条の3第4項の規定により任用された臨時的任用職員を除く。以下「職員」という。))に適用する。 (承認) 第3条 職員は、旧姓を文書等に使用するときは、町長の承認を受けなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等の範囲) 第4条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用することが、法律及び条例等(以下「法令」という。))の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱の生ずるおそれのないものでなければならない。 2 旧姓を使用することができる文書等の基準及び例は別表第1に、旧姓を使用することができない文書等の基準及び例は別表第2に掲げるとおりとする。 (旧姓使用の申出) 第5条 職員は、第3条の承認を受けようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)を所属長を経て、町長に提出しなければならない。 2 前項の承認を受ける回数は、1事由につき1回とする。 (承認の手続及び通知) 第6条 町長は、前条の規定により旧姓使用承認申請書が提出された場合において、当該旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障を生じさせないものであると認めたときは、当該職員による旧姓の使用について、速やかに承認するものとする。 2 総務課長は、前項の規定により町長が旧姓の使用を承認したときは、その旨を旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所属長を経て、当該承認を受けて旧姓を使用する職員(以下「旧姓使用者」という。))に通知するものとする。 (中止の届出) 第7条 旧姓使用者は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3号)を所属長を経て、町長に提出しなければならない。 (責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓使用者は、旧姓の使用に当たって、常に町民及び職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 (他団体等に派遣した職員の取扱い) 第9条 他の地方公共団体及び公益的法人等(以下「他団体等」という。))に派遣した職員の当該他団体等における旧姓の使用については、当該他団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。	吉岡町議会	1	2	1	吉岡町議会会議規則・吉岡町議会の運営に関する基準 ○吉岡町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため欠席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届提出することができる。 ○吉岡町議会の運営に関する基準 第10 出産に伴う産前・産後の欠席については、産前6週間(多胎妊娠14週間)産後8週間までとする。 2 育児、介護、看護など特別な事情についての欠席は、適当な期間を議長又は副議長と協議し、届け出るものとする。	2				1	1	1	1	1	1
10	366	上野村			2		上野村議会	1	3	2					2	2	2	2	2		

					市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																			
道	区	府	町	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。			問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7								
								議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)									
県	村	町	コ	コ	村	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1. を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例				配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
10	367	神流町			4			神流町議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1			
10	382	下仁田町			4			下仁田町議会	1	4	1	2					4	4	2	2	2	4		
10	383	南牧村			2				1	3	2						4	4	4	4	4			
10	384	甘楽町			4			甘楽町議会	1	3	2						1	1	1	1	1	1		
10	421	中之条町			2			中之条町議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	1		
10	424	長野原町			4			長野原町議会	1	4	2						1	1	1	1	1			
10	425	嬭恋村			4			嬭恋村議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	1		
10	426	草津町																						
10	428	高山村			4			高山村議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1	1		
10	429	東吾妻町			4			東吾妻町議会	1	4	2						4	1	1	1	1	1		
10	443	片品村			1		片品村職員旧姓使用取扱要綱(旧姓を使用することができる文書等の範囲)第4条 第1項 旧姓を使用することが出来る文書等は、旧姓を使用することが、法律及び条例等(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱の生ずるおそれのないものでなければならない。	片品村議会	1	4	2						4	4	4		2			
10	444	川場村			1		川場村職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(会計年度任用職員及び臨時任用職員を含む、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (申請) 第2条 旧姓を使用しようとする職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓使用承認申請書(別記様式第1号、以下「申請書」という。)を所属長を経て村長に提出するものとする。 2 前項の申請は、婚姻等による戸籍上の氏が変更となった日(新たに職員となった者が旧姓を使用する場合にあっては、職員となった日)から起算して30日以内に申請しなければならない。 (承認) 第3条 村長は、前条の規定により申請書が提出された場合において、当該旧姓の使用が職務の遂行に支障を生じさせないものであると認めたとときは、速やかに承認し、旧姓使用承認通知書(別記様式第2号)により所属長を経て、当該職員に通知するものとする。 (旧姓使用の範囲) 第4条 旧姓を使用することのできる文書等は、旧姓を使用することが、法律、条例等の規定に反するおそれなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのない文書等において旧姓を使用することができる。	川場村議会	1	2	1	川場村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
10	448	昭和村			4			群馬県昭和村議会	1	2	1	2					1	1	1	1	1			

						市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
道	区	府 町	区	問11－3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12－1		問12－2	問12－3	問12－4		問12－5		問12－6		問12－7					
						議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
県	村	町	村			議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間より長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他 具体例			配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
10	449	みなかみ町	2			みなかみ町議会	1	2	1	みなかみ町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
10	464	玉村町	1	玉村町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を含む。以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を改めた後に、引き続き改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。		玉村町議会	1	2	1	玉村町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
10	521	板倉町	4			板倉町議会	1	3	1	板倉町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1
10	522	明和町	4			明和町議会	1	2	1	明和町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 □		2				1	1	1	1	1	
10	523	千代田町	3			千代田町議会	1	4	2			2				1	3	3	3	2	1
10	524	大泉町	1	大泉町職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令等に抵触するおそれなく、職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。		大泉町議会	1	2	1	大泉町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	
10	525	邑楽町	2			邑楽町議会	1	3	1	邑楽町議会会議規則第2条第2項 (欠席の自由) 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出席予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。		2				1	1	1	1	1	1

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市区町村議会議員の両立支援体制に関する調査	地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割														
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12-12 問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するものを以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入ください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
群馬県	前橋市	村名	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要なたは提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定である。 3. 行っており、今後、取組む予定もない。	1 ハラスメント等(倫理規定等)防止に関する規定	2 ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取組む予定はない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
			0	1	0	0	0	0			8	1	0	3		9	
			1	5	9						6	3	4	3		22	
			0	0	25						20	10	30	3		3	
			33	28									25				
10	201	前橋市	4	1	3					3		3	2		なし	1	前橋市地域防災計画 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。
10	202	高崎市	4	4	3					3		3	4			1	高崎市地域防災計画 第3章 地震災害応急対策計画 第7節 避難受入活動 9 男女のニーズの違い等への配慮 市民部は、指定避難所等の運営においては、次により、男女のニーズの違い、女性や子供等に対する性暴力・DVの防止等に配慮した運営管理を行うよう努める。 (1) 指定避難所運営担当職員や保健師等に女性を配置する。 (2) 指定避難所運営体制への女性の参画を進める。 (3) 指定避難所内に更衣室や授乳室等のスペースを確保する。 (4) フライハットを確保するために間仕切り等を設置する。 (5) 関係機関等と連携し、女性相談窓口を開設する。 (6) 安全を確保するために男女ベアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等を実施する。 (7) 女性用と男性用のトイレを可能な限り、離れた場所に設置する。 (8) トイレ・更衣室・授乳室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置するとともに、照明を増設する。 (9) 性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。 (10) 警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
10	203	桐生市	4	4	3					1	3	3	3			1	桐生市地域防災計画 第2部-第2章-第8節-7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備 市及び県は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取組むとともに、男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。 なお、平常時及び災害時における市男女共同参画担当部局の役割は概ね次のとおりとする。 ・平常時から情報収集や関係機関への情報提供を行うとともに、普及啓発に努める。 ・発災時には、県男女共同参画担当部局からの情報提供を受けながら、男女共同参画の視点による災害対応の促進に努める。 ・避難所が開設された場合には、避難生活における男女共同参画に関する相談窓口の周知に努める。 第1部-第3章-第2節-8 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 (1) 市は、被災時における男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。 (2) 男女共同参画担当部局は、男女共同参画の視点から避難者に応じた必要物資や対応等について庁内及び避難所等における連絡調整に努めるものとする。
10	204	伊勢崎市	4	4	3					3		3	4			1	伊勢崎市地域防災計画 3. 第3章 第3節 5 災害対策本部内の事務分掌(P121) 5. 第2章 第3節 5 災害対策本部内の事務分掌(P231)
10	205	太田市	4	4	2					1	3	3	2		特になし	2	
10	206	沼田市	4	2	3					1	3	3	4			1	沼田市地域防災計画 第2章 第2節 第2.4 防災中核機能等の確保 (5)男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備 市は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、男女共同参画担当課(市民協働課)、危機管理担当部局(地域安全課)、福祉部局(健康福祉部各課)、その他関係機関や専門家との連絡体制を構築する。

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割			
			問12-8	問12-9	問12-10	問12-11				問12-12	問12-13	問12-14	問12-15	問12-16	問12-17	問12-18	問13	問13-1	
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問12-11で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用しては利用する予定はありますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	男女共同参画(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
コ	ロ	ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3. その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っており、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
10	383	南牧村	4	4	2							2		2	4		2		
10	384	甘楽町	4	4	3							3		3	4		2		
10	421	中之条町	2	2	2							2	3	3	4		1	地域防災計画 第13節防災中核機能等の確保 5 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備	
10	424	長野原町	4	4	3							3		3	4		2		
10	425	嬬恋村	4	4	3							3		3	4		2		
10	426	草津町											0						
10	428	高山村	4	4	3							3		3	4		3		
10	429	東吾妻町	4	2	3							1	1	3	1	東吾妻町議会議員通称名等使用取扱規程 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次に掲げる事項を除き通称名等を使用することができます。	2		
10	443	片品村	4	4	3							3		3	4		2		
10	444	川場村	4	2	3							3		3	4		2		
10	448	昭和村	4	4	2							2	2	2	4		2		
10	449	みなかみ町	4	4	3							2	3	2	3		2		
10	464	玉村町	4	4	3							3		3	4		なし	2	
10	521	板倉町	4	4	2							3		3	4		2		
10	522	明和町	4	2	3							3		3	4		なし	2	
10	523	千代田町	4	4	3							3		3	4		2		
10	524	大泉町	4	4	3							3		3	1	大泉町議会議員の通称名の使用について(内規) 第2条 議員は、議長の承認を得て、次に掲げる事項を除き、通称名を使用することができる。 (1)履歴に関する届出事項 (2)身分証明書 (3)辞職願 (4)報酬、旅費、費用弁償及び政務調査費の支給に関する書類 (5)源泉徴収に関する書類 (6)職位及び叙職に関する書類 (7)在職証明書等の証明書 (8)その他通称名の使用によって実務上の混乱が生じるおそれがある事項	なし	1	地域防災計画 風水害等対策編 第2章 災害予防 第1 防災思想の普及 (12) 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した防災を進めるため、防災の現場及び防災の方針等検討過程における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
10	525	邑楽町	4	4	3							3		3	4		2		